

第4回公契約条例検討委員会 次 第

令和2年6月24日（水）

午後1時30分～3時

長野市職員会館3階 大会議室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 事

(1) 論点協議 労働環境の適正化について

(2) 意見の反映等について

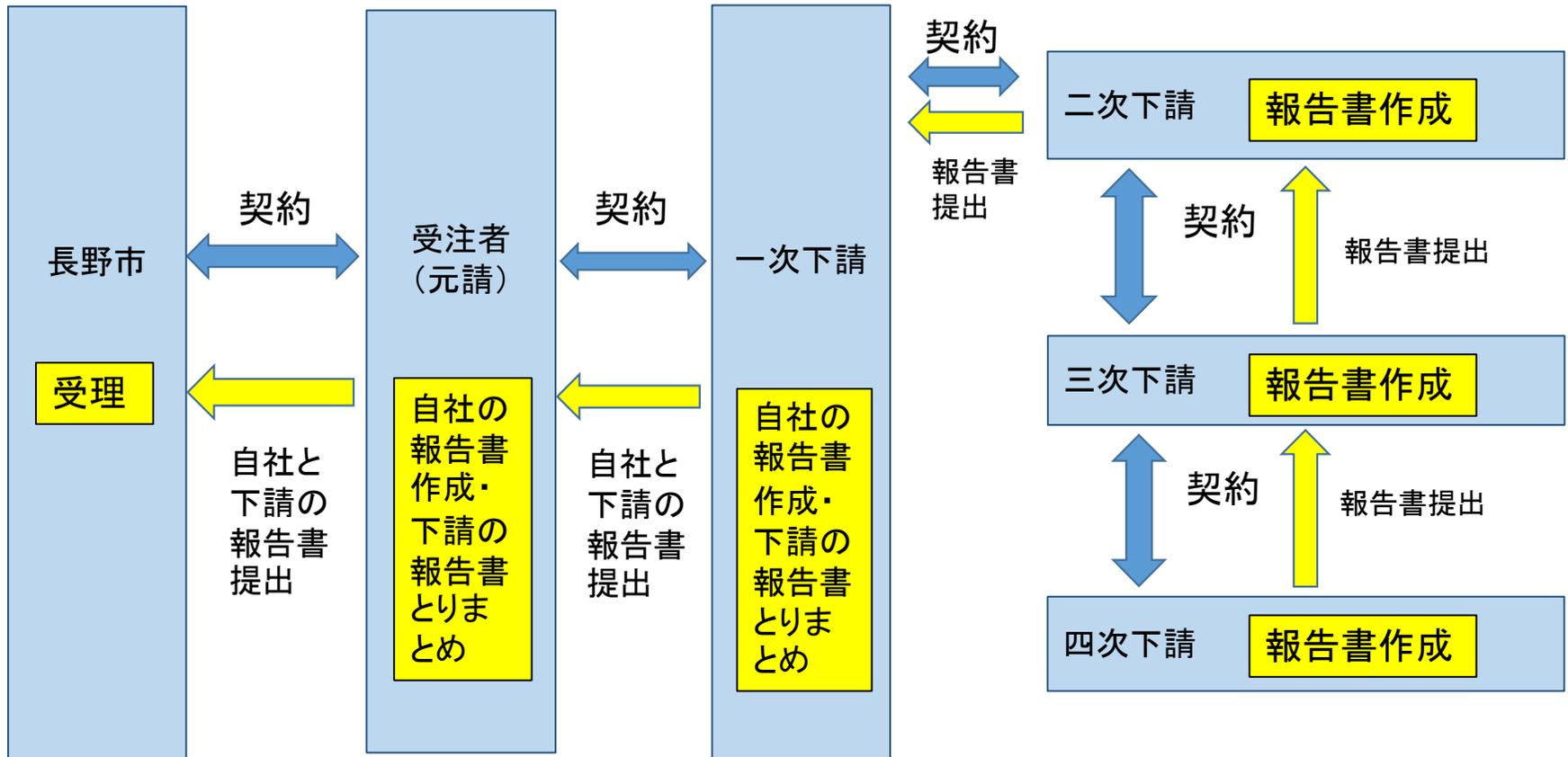
4 閉 会

【次回の会議予定】

	日時・場所	内 容
第5回	令和2年7月16日（木）午後1時30分から 第一庁舎5階 会議室151	意見整理

労働環境報告書作成・提出フロー(案)

※契約締結後速やかに提出



※施工体制台帳、再下請通知書等の作成の流れと同様

検討委員会における意見の反映等について

この資料は、これまでの委員会でいただいた主なご意見を参考に市の基本的な考え方を整理したものです。(以下、枠内は項目ごとの本市の考えのまとめ、☆は委員からの意見、◎は各意見に対する本市の考えを記しました。)

(目的)

条例の目的を定める。

直接目的：公契約における契約の過程、労働環境など、あらゆる契約内容の適正化を図るため

手 段：理念並びに市及び契約の相手方の責務を明らかにする

究極目的：

- ◆ 地域社会が**健全に**経済的発展を遂げること
- ◆ すべての市民が良好な公共サービスを享受すること
- ◆ 持続可能な社会の実現に寄与すること

☆「持続可能な社会の実現」は大賛成だが、一方で人口問題や様々な要素が入ってくるので言葉としては慎重にしたほうがよい。

◎あらゆる面での「持続可能な社会の実現」は無理としても、契約の分野で目指すことのできるものを理念に込めた。理念の(4)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)など。

☆「地域の労働環境を良くする」ということは、究極目的の視野に入れておきたい

◎地域社会が経済的発展を遂げることの中に「**健全に**」の考えを加えることで、単に「経済」ということだけではなく、労働環境が良くなることへの思いを込めた。

◎直接目的にある「契約内容」とは、個別の契約の内容という狭い意味ではなく、公契約の仕組全体を意味している。

(理念)

条例の理念として次の項目のような内容を定める。

(それぞれの主語は「公契約」)

- (1) 契約の過程及び内容の透明性が確保されるべきであること
- (2) 競争性及び公正性を確保しつつ、価格以外の多様な要素も考慮されるべきであること
- (3) 適正な金額や工期（期間、納期）での契約であるべきであること
- (4) 市内（地元）の事業者の受注機会の確保が考慮されるべきであること
- (5) 談合その他の不正行為の排除が徹底されるべきであること
- (6) 契約内容に従い履行、納品されるべきであること
- (7) 地元産材の利用が考慮されるべきであること
- (8) 地域における**多様な人材**の雇用の確保が図られるべきであること
- (9) 事業者の有する専門的な技術の継承が図られるべきであること
- (10) 下請負者等を含むすべての労働者の**賃金**その他の労働環境の**適正化**が図られるべきであること
- (11) 人権への配慮、環境保全及び社会貢献活動に価値が置かれるべきであること
- (12) 最低賃金法、労働基準法その他の法令が守られなければならないこと

☆究極目的の「持続可能な社会の実現」と整合が図れる理念がほしい。

◎前述のとおり、あらゆる面での「持続可能な社会の実現」は無理としても、契約の分野で目指すことのできるものを理念に込めた。(4)、(7)、(8)、(9) (10)、(11) など。

☆若者に地域残り、戻ってもらうこと、そのための魅力ある長野市にするというメッセージを込められないか。「地域における雇用の確保」だけでは弱いように思う。

◎若者が地域に残り、戻ることは大事である。そのことにつながるメッセージを理念 (8) **多様な人材**に込めた。

☆日給月給の労働者が、週休2日の導入によって収入減少とならないように考慮してほしい。

◎理念(10) の**賃金の適正化**に趣旨を込めた。

(労働者の賃金)

理念型の場合：

公契約に従事する労働者の賃金について、その額、支払い方法その他において法令を遵守したものでなければならないことを定める。

賃金型の場合：

公契約に従事する労働者の賃金について、その額、支払い方法その他において法令を遵守するとともに、市独自の下限額以上の賃金を支払わなければならないことを定める。

☆賃金条項は入れてほしい。ただ、公共工事の種別のように委託業務も多岐にわたるため、技術的には5回の検討では決められない。そうは言っても一定の何らかの指針となるべきもの、基準となるべきものを具体的に入れていただきたい。

☆現場の労働者の手取り賃金は、公共工事設計労務単価に比べて上昇していない。下請などの構造的な問題もあるが、底辺を支えるため、是非とも賃金条項を入れてほしい。

☆賃金型、理念型という型にとらわれず、最賃法の遵守、社会保険の加入、障害者の雇用、ジェンダーに関する取組等を謳って、労働環境がレベルアップする形のを長野市の姿勢として示すことが必要。

☆賃金型は、雇用契約の内容（賃金額）に公が介入することになり、いかがなものかと思う。

☆企業には、公共工事の下請としてやっている業者や民間を主としてやっている業者等が混在したなかで、賃金の差が出てくる懸念もあり、ひとまず理念型で全体を底上げしていく方向が望ましい。

☆当然ながら、企業は最低賃金を守ることが必要だ。そこへ条例で屋上屋を架すのはいかがなものか。

☆社会保険の加入、子育て環境の整備、認証制度などをしっかりアピールしてもらえば、総合的な評価ができ、労働環境の向上を担保できると思うので、賃金条項というよりは全体的な環境を見ていくようなことができればいい。

☆賃金型の場合、他の自治体の例をみると設計労務単価の85%とか80%とかいろいろあるが、数値の根拠など、短期間で決めていくのは課題がある。

☆長野県は基本理念に労働者の賃金が適正な水準であることや労働環境が整備されていることなどを掲げ、最低制限価格の引き上げや入札制度の改正、働き方改革の週休二日など労働者が働きやすい環境の整備を進めており、そういう観点からまずは進めていくべき。

☆熟練者と若者では賃金の開きがある。一定水準以上下限額を設定した場合に逆に若者の賃金が上昇し、経営に負担になることも考えられるので、まずは理念型ですすめて働き方改革等の観点から長野市としては進めていくべき。

☆賃金について触れると、事業者の運用の幅が狭くなり、賃金の支払を担保するために事業者には負担がかかる懸念がある。

☆近隣自治体にどのような影響が及ぶのか考慮が必要で、長野市だけ良ければ、という話にはならないので、理念型で法令の遵守と労働環境のレベルアップを謳っていくのがいい

(労働環境の報告等)

- ① 受注者が、受注した公契約が次の範囲に該当するとき及び市が特に必要と認めたときは、市に対し、労働環境の報告を行わなければならないことを定める。
 - ◆ 工事では予定価格1億円以上
 - ◆ 業務委託の内、労働の提供が占める割合の高い契約では予定価格1,000万円以上
- ② ①の報告は、公契約に関わる全事業者が自社について作成し、下請負者等である事業者は、契約後速やかに、作成した報告書を、元請を通じて市に提出すること、下請負者等が追加された場合はその都度提出することを定める。
- ③ 市が労働環境の報告を受けた場合、内容を確認し適切に処理しなければならないことを定める。

☆下請まで含めたすべての労働者の賃金は、下請契約書や施工体制台帳では把握できない。

☆元請の分だけならよいが、下請すべての労働者まで調査して労働環境報告書を作成するのは困難である。

☆報告書は全部元請が書くのではなく、下請が書いて直接市に提出する方法もあるのでは。

◎下請まで含めた労働者の最低の賃金額を確認することは、労働環境向上の取組を充実させるために必要があるため、労働環境報告書は、金額を記入する様式としたい。

◎元請の負担軽減となるよう、労働環境報告書は、全下請が自社について作成したうえで元請が集約し、元請が全社分を提出することとしたい。(③)

☆1.5億円以上では1%と少ない。となると1億円以上か。

☆あまり書類作成の負担が大きくなければ、5千万円以上というのもあると思う。

◎報告の対象とする契約は、他市の状況、契約件数の全体に対する割合などを考慮し、予定価格で工事は1億円以上、業務委託は1千万円以上に設定することとしたい。なお、この金額は、それぞれ条件付一般競争入札に付す金額区分でもある。(①)

◎報告する項目は、労働者の最低の賃金額ほか。